

別紙 3－1

指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(イ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(ロ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(18) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、(1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

## 4 介護医療院サービス

イ I型介護医療院サービス費（1日につき）

(1) I型介護医療院サービス費(Ⅰ)

(イ) I型介護医療院サービス費(Ⅰ)

(ロ) I型介護医療院サービス費(Ⅱ)

a 要介護 1	<u>721</u> 単位	714単位
b 要介護 2	<u>832</u> 単位	824単位
c 要介護 3	<u>1,070</u> 単位	1,060単位
d 要介護 4	<u>1,172</u> 単位	1,161単位
e 要介護 5	<u>1,263</u> 単位	1,251単位

(ロ) I型介護医療院サービス費(Ⅱ)

a 要介護 1	<u>833</u> 単位	825単位
b 要介護 2	<u>943</u> 単位	934単位
c 要介護 3	<u>1,182</u> 単位	1,171単位
d 要介護 4	<u>1,283</u> 単位	1,271単位
e 要介護 5	<u>1,375</u> 単位	1,362単位

(2) I型介護医療院サービス費(Ⅱ)

(イ) I型介護医療院サービス費(Ⅰ)

a 要介護 1	<u>711単位</u>	<u>704単位</u>
b 要介護 2	<u>820単位</u>	<u>812単位</u>
c 要介護 3	<u>1,055単位</u>	<u>1,045単位</u>
d 要介護 4	<u>1,155単位</u>	<u>1,144単位</u>
e 要介護 5	<u>1,245単位</u>	<u>1,233単位</u>
(2) I型介護医療院サービス費(ⅰ)		
a 要介護 1	<u>821単位</u>	<u>813単位</u>
b 要介護 2	<u>930単位</u>	<u>921単位</u>
c 要介護 3	<u>1,165単位</u>	<u>1,154単位</u>
d 要介護 4	<u>1,264単位</u>	<u>1,252単位</u>
e 要介護 5	<u>1,355単位</u>	<u>1,342単位</u>
(3) I型介護医療院サービス費(ⅱ)		
(4) I型介護医療院サービス費(ⅲ)		
a 要介護 1	<u>694単位</u>	<u>688単位</u>
b 要介護 2	<u>804単位</u>	<u>796単位</u>
c 要介護 3	<u>1,039単位</u>	<u>1,029単位</u>
d 要介護 4	<u>1,138単位</u>	<u>1,127単位</u>
e 要介護 5	<u>1,228単位</u>	<u>1,217単位</u>
(5) II型介護医療院サービス費(ⅰ)		
a 要介護 1	<u>805単位</u>	<u>797単位</u>
b 要介護 2	<u>914単位</u>	<u>905単位</u>
c 要介護 3	<u>1,148単位</u>	<u>1,137単位</u>
d 要介護 4	<u>1,248単位</u>	<u>1,236単位</u>
e 要介護 5	<u>1,338単位</u>	<u>1,326単位</u>
(6) II型介護医療院サービス費(ⅱ)		
(7) II型介護医療院サービス費(ⅲ)		
a 要介護 1	<u>675単位</u>	<u>669単位</u>
b 要介護 2	<u>771単位</u>	<u>764単位</u>
c 要介護 3	<u>981単位</u>	<u>972単位</u>
d 要介護 4	<u>1,069単位</u>	<u>1,059単位</u>

	e 要介護 5	(2) II型介護医療院サービス費(Ⅱ)	a 要介護 1 b 要介護 2 c 要介護 3 d 要介護 4 e 要介護 5	<u>786単位</u> <u>883単位</u> <u>1,092単位</u> <u>1,181単位</u> <u>1,261単位</u>	<u>779単位</u> <u>875単位</u> <u>1,082単位</u> <u>1,170単位</u> <u>1,249単位</u>
	e 要介護 5	(2) II型介護医療院サービス費(Ⅱ)	a 要介護 1 b 要介護 2 c 要介護 3 d 要介護 4 e 要介護 5	<u>659単位</u> <u>755単位</u> <u>963単位</u> <u>1,053単位</u> <u>1,133単位</u>	<u>653単位</u> <u>748単位</u> <u>954単位</u> <u>1,043単位</u> <u>1,122単位</u>
	e 要介護 5	(2) II型介護医療院サービス費(Ⅱ)	a 要介護 1 b 要介護 2 c 要介護 3 d 要介護 4 e 要介護 5	<u>770単位</u> <u>867単位</u> <u>1,075単位</u> <u>1,165単位</u> <u>1,245単位</u>	<u>763単位</u> <u>859単位</u> <u>1,065単位</u> <u>1,154単位</u> <u>1,233単位</u>
	e 要介護 5	(3) II型介護医療院サービス費(Ⅲ)	a 要介護 1 b 要介護 2 c 要介護 3 d 要介護 4 e 要介護 5	<u>648単位</u> <u>743単位</u> <u>952単位</u> <u>1,042単位</u> <u>1,121単位</u>	<u>642単位</u> <u>736単位</u> <u>943単位</u> <u>1,032単位</u> <u>1,111単位</u>
	e 要介護 5	(2) II型介護医療院サービス費(Ⅱ)	a 要介護 1 b 要介護 2 c 要介護 3	<u>759単位</u> <u>855単位</u> <u>1,064単位</u>	<u>752単位</u> <u>847単位</u> <u>1,054単位</u>

	d 要介護4 e 要介護5	1,154単位 1,234単位	d 要介護4 e 要介護5	1,143単位 1,222単位
<p>ハ 特別介護医療院サービス費（1日につき）</p>				
(1) I型特別介護医療院サービス費			(1) I型特別介護医療院サービス費(i)	
(-) I型特別介護医療院サービス費(i)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	661単位 763単位 988単位 1,081単位 1,168単位	(-) I型特別介護医療院サービス費(ii)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5
(2) II型特別介護医療院サービス費	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	764単位 869単位 1,091単位 1,186単位 1,271単位	(-) II型特別介護医療院サービス費(i)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5
(2) II型特別介護医療院サービス費(ii)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	614単位 707単位 905単位 991単位 1,066単位	(-) II型特別介護医療院サービス費(ii)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5
二 ユニット型I型介護医療院サービス費（1日につき）	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	721単位 814単位 1,012単位 1,096単位 1,172単位	二 ユニット型I型介護医療院サービス費(1)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5

(1) ユニット型I型介護医療院サービス費	850単位
a 要介護1	<u>960</u> 単位
b 要介護2	<u>1,199</u> 単位
c 要介護3	<u>1,300</u> 単位
d 要介護4	<u>1,392</u> 単位
e 要介護5	
(2) 経過的ユニット型I型介護医療院サービス費	
a 要介護1	850単位
b 要介護2	<u>960</u> 単位
c 要介護3	<u>1,199</u> 単位
d 要介護4	<u>1,300</u> 単位
e 要介護5	<u>1,392</u> 単位
(2) ユニット型I型介護医療院サービス費(Ⅰ)	
(1) ユニット型I型介護医療院サービス費	
a 要介護1	840単位
b 要介護2	<u>948</u> 単位
c 要介護3	<u>1,184</u> 単位
d 要介護4	<u>1,283</u> 単位
e 要介護5	<u>1,374</u> 単位
(2) 経過的ユニット型I型介護医療院サービス費	
a 要介護1	840単位
b 要介護2	<u>948</u> 単位
c 要介護3	<u>1,184</u> 単位
d 要介護4	<u>1,283</u> 単位
e 要介護5	<u>1,374</u> 単位
(1) ユニット型II型介護医療院サービス費 (1日につき)	
亦 ユニット型II型介護医療院サービス費 (1日につき)	
(1) ユニット型II型介護医療院サービス費	
a 要介護1	<u>849</u> 単位
b 要介護2	<u>951</u> 単位
c 要介護3	<u>1,173</u> 単位
d 要介護4	<u>1,267</u> 単位
(2) ユニット型II型介護医療院サービス費 (1日につき)	
(1) ユニット型II型介護医療院サービス費	
a 要介護1	<u>841</u> 単位
b 要介護2	<u>942</u> 単位
c 要介護3	<u>1,162</u> 単位
d 要介護4	<u>1,255</u> 単位

(5) 要介護 5 (2) 経過的ユニット型II型介護医療院サービス費	<u>1,353単位</u>	
(-) 要介護 1	<u>849単位</u>	
(-) 要介護 2	<u>951単位</u>	
(-) 要介護 3	<u>1,173単位</u>	
(四) 要介護 4	<u>1,267単位</u>	
(五) 要介護 5	<u>1,353単位</u>	
ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費 (1日につき)		
(1) ユニット型I型特別介護医療院サービス費		
(-) ユニット型 I 型特別介護医療院サービス費	<u>798単位</u>	
a 要介護 1	<u>901単位</u>	
b 要介護 2	<u>1,126単位</u>	
c 要介護 3	<u>1,220単位</u>	
d 要介護 4	<u>1,304単位</u>	
e 要介護 5		
(-) 経過的ユニット型 I 型特別介護医療院サービス費	<u>798単位</u>	
a 要介護 1	<u>901単位</u>	
b 要介護 2	<u>1,126単位</u>	
c 要介護 3	<u>1,220単位</u>	
d 要介護 4	<u>1,304単位</u>	
e 要介護 5		
(2) 経過的ユニット型II型特別介護医療院サービス費	<u>808単位</u>	
(-) ユニット型 II 型特別介護医療院サービス費	<u>904単位</u>	
a 要介護 1	<u>1,114単位</u>	
b 要介護 2	<u>1,205単位</u>	
c 要介護 3	<u>1,284単位</u>	
d 要介護 4		
e 要介護 5		
(-) 経過的ユニット型II型特別介護医療院サービス費	<u>808単位</u>	
a 要介護 1	<u>904単位</u>	
b 要介護 2		
(5) 要介護 5 (2) 経過的ユニット型II型介護医療院サービス費	<u>1,340単位</u>	
(-) 要介護 1	<u>841単位</u>	
(-) 要介護 2	<u>942単位</u>	
(-) 要介護 3	<u>1,162単位</u>	
(四) 要介護 4	<u>1,255単位</u>	
(五) 要介護 5	<u>1,340単位</u>	
ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費 (1日につき)		
(1) ユニット型I型特別介護医療院サービス費		
(-) ユニット型 I 型特別介護医療院サービス費	<u>791単位</u>	
a 要介護 1	<u>893単位</u>	
b 要介護 2	<u>1,115単位</u>	
c 要介護 3	<u>1,209単位</u>	
d 要介護 4		
e 要介護 5		
(-) 経過的ユニット型 I 型特別介護医療院サービス費	<u>791単位</u>	
a 要介護 1	<u>893単位</u>	
b 要介護 2	<u>1,115単位</u>	
c 要介護 3	<u>1,209単位</u>	
d 要介護 4		
e 要介護 5		
(2) ユニット型II型特別介護医療院サービス費	<u>800単位</u>	
(-) ユニット型 II 型特別介護医療院サービス費	<u>904単位</u>	
a 要介護 1	<u>1,104単位</u>	
b 要介護 2	<u>1,194単位</u>	
c 要介護 3	<u>1,272単位</u>	
d 要介護 4		
e 要介護 5		
(-) 経過的ユニット型II型特別介護医療院サービス費	<u>800単位</u>	
a 要介護 1	<u>904単位</u>	
b 要介護 2		

1,104単位
1,194単位
1,272単位

c 要介護3  
d 要介護4  
e 要介護5  
注1～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第百号の二の二【参考22－1】

6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第百号の二の三【参考22－1】

7～9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院において、若年性認知症患者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入院患者をいう。）に対して介護医療院サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、これを算定している場合は、算定しない。

11 (略)

12 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護医療院が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係

1,114単位
1,205単位
1,284単位

(新設)

注1～4 (略)

5～7 (略)  
8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院において、若年性認知症患者に対して介護医療院サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、これを算定している場合は、算定しない。

9 (略)

10 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護医療院が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係

る初日及び最終日は算定せず、注11を算定している場合は  
算定しない。

13 (略)  
(削る)

る初日及び最終日は算定せず、注9を算定している場合は  
算定しない。

11 (略)  
12 3イ[1]から[4]までの注15、ロ[1]及び[2]の注12及びハ[1]か  
ら[3]までの注10に該当する者であつて、当該者が入院する  
病院又は診療所が、介護医療院の人員、施設及び設備並び  
に運営に関する基準附則第2条に規定する転換を行つて介  
護医療院を開設し、引き続き当該介護医療院の従来型個室  
に入所するものに対して、I型介護医療院サービス費、II  
型介護医療院サービス費又は特別介護医療院サービス費を  
支給する場合は、当分の間、それぞれ、療養型介護療養施  
設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、(v)若  
しくは(iv)、療養型介護療養施設サービス費(ii)の療養型介護  
療養施設サービス費(iii)若しくは(iv)、療養型介護療養施設サ  
ービス費(iii)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型經  
過型介護療養施設サービス費(ii)の療養型經過型介護療養施  
設サービス費(ii)、療養型經過型介護療養施設サービス費(ii)  
の療養型經過型介護療養施設サービス費(ii)、診療所型介護  
療養施設サービス費(i)の診療所型介護療養施設サービス費  
(iv)、(v)若しくは(iv)、診療所型介護療養施設サービス費(i)  
の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療  
養施設サービス費(i)の認知症疾患型介護療養施設サービス費  
(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)の認知症疾患  
型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サ  
ービス費(iii)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)の認  
知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)の認知症疾患型  
介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サ  
ービス費(iii)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)又は  
認知症疾患型經過型介護療養施設サービス費(ii)を算定する

14 (略)

15 ハ(1)若しくは(2)又はヘ(1)若しくは(2)を算定している介護医療院については、リ、ヌ、ヲからカまで、タ、レ及びムカラノまでは算定しない。

(略)

ト チ ユ リ 再入所時栄養連携加算

注 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者は又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、介護医療院から退所する際に、その居宅に退所する場合は当該入所者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、病院、診療所又は他の介護保険施設（以下この注において「医療機関等」という。）に入院又は入所する場合は当該医療機関等に対して、当該入所者の同意を得て、管理栄養士が当該者の栄養管理に関する情報を提供したときは、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イからヘまでの注7又はヲの栄養マネジメント強化加算を算定している場合は、算定しない。

※ 「別に厚生労働大臣が定める特別食」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第七十三号【参考21-1】

リ 再入所時栄養連携加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院に入所している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護医療院に入所する際、当該者が別に厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者であり、当該介護医療院の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定したときには、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イからヘまでの注7を算定している場合は、算定しない。

14 ハ(1)若しくは(2)又はヘ(1)若しくは(2)を算定している介護医療院については、チ、リ、ルからワまで、ヨ、タ及びナカラヰまでは算定しない。

(略)

ト チ ユ リ 70単位

ト チ ユ リ 再入所時栄養連携加算

注 別に厚生労働大臣が定めた入所者が、介護医療院から退所する際に、その居宅に退所する場合は当該入所者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、病院、診療所又は他の介護保険施設（以下この注において「医療機関等」という。）に入院又は入所する場合は当該医療機関等に対して、当該入所者の同意を得て、管理栄養士が当該者の栄養管理に関する情報を提供したときは、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イからヘまでの注7又はヲの栄養マネジメント強化加算を算定している場合は、算定しない。

※ 「別に厚生労働大臣が定める特別食」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第七十三号【参考21-1】

リ 再入所時栄養連携加算

注 別に厚生労働大臣が定めた入所者が、介護医療院から退所する際に、その居宅に退所する場合は当該入所者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、病院、診療所又は他の介護保険施設（以下この注において「医療機関等」という。）に入院又は入所する場合は当該医療機関等に対して、当該入所者の同意を得て、管理栄養士が当該者の栄養管理に関する情報を提供したときは、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イからヘまでの注7又はヲの栄養マネジメント強化加算を算定している場合は、算定しない。

ト チ ユ リ 200単位

注 別に厚生労働大臣が定めた入所者が、介護医療院から退所する際に、その居宅に退所する場合は当該入所者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、病院、診療所又は他の介護保険施設（以下この注において「医療機関等」という。）に入院又は入所する場合は当該医療機関等に対して、当該入所者の同意を得て、管理栄養士が当該者の栄養管理に関する情報を提供したときは、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イからヘまでの注7又はヲの栄養マネジメント強化加算を算定している場合は、算定しない。

\* 「別に厚生労働大臣が定める特別食」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第七十三号【参考21-1】

<u>3</u>	退所時指導等加算 (1) 退所時等指導加算 (-)～(三) (略)	注1～3 (略)	4 (1)の四のaについては、入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況、心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。
<u>4</u>	退所時情報提供加算 a 退所時情報提供加算Ⅰ b 退所時情報提供加算Ⅱ (五) (略)	500単位	4 (1)の四については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。
<u>5</u>	退所時指導等加算 (1) 退所時等指導加算 (-)～(三) (略)	注1～3 (略)	4 (1)の四ににおいては、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。
<u>6</u>	協力医療機関連携加算 注 介護医療院において、協力医療機関（介護医療院の人員、	5・6 (略) (新設)	4 (1)の四ににおいては、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。

<p><u>施設及び設備並びに運営に関する基準第34条第1項本文に規定する協力医療機関をいう。）との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</u></p> <p>(1) 当該協力医療機関が、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第34条第1項第1号から第3号までに規定する要件を満たしている場合</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>又 給食マネジメント強化加算</p>	<p><u>5単位</u></p> <p><u>11単位</u></p> <p><u>11単位</u></p>	<p><u>注 別に厚生労働大臣が定める基準により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注5を算定している場合は、算定しない。</u></p>
<p>又 給食移行加算</p>	<p><u>28単位</u></p>	<p><u>注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注7を算定している場合は、算定しない。</u></p>
<p>又 給食維持加算</p>	<p><u>2 (略)</u></p>	<p><u>注2 (略)</u></p>

(1)・(2) (略)

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注7又は経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

2 (略)

ヨ～ツ (略)

タ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に對し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院において、別に厚生労働大臣が定める者に対する専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症チームケア推進加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

(1)・(2) (略)  
タ 認知症チームケア推進加算

(1)・(2) (略)

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注5又は経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

2 (略)

ヨ～ツ (略)

タ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に對し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院において、別に厚生労働大臣が定める者に対する専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症チームケア推進加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。

(1)・(2) (略)  
(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして  
電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に  
対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院  
が、別に厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理  
症状の予防等に資するチームケアを提供した場合は、1月に  
つき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げる  
いずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げる  
その他の加算は算定せず、認知症専門ケア加算を算定してい  
る場合には、次に掲げる加算は算定しない。

- (1) 認知症チームケア推進加算(I)  
(2) 認知症チームケア推進加算(II)

150単位  
120単位

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定め  
る基準第五十八号の五の二【参考22-1】

※ 「別に厚生労働大臣が定める者」=厚生労働大臣が定める  
基準に適合する利用者等第七十四号の三の二【参考21-1】

立 (略)

主 自立支援促進加算  
注 (略)

ノ (削る)

280単位

ツ～土 (略)  
ム (略)

ム (略)  
立 長期療養生活移行加算  
注 自立支援促進加算  
ム (略)

300単位  
60単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして  
電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に  
対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院  
が、次に掲げるいずれの基準にも適合する入所者に対し、介  
護医療院サービスを行った場合にあっては、入所した日から  
起算して90日以内の期間に限り、長期療養生活移行加算とし  
て、1日につき所定単位数を加算する。

1 療養病床に1年以上入院していた者であること。  
□ 介護医療院への入所に当たって、当該入所者及びその家  
族等が、日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設と

しての取組について説明を受けていること。

オ ク 高齢者施設等感染対策向上加算  
 (略)  
主 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして  
 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に  
 対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院  
 が、入所者に対する介護医療院サービスを行った場合は、当  
 該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を  
 所定単位数に加算する。

- (1) 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ  
 10単位
- (2) 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ  
 5単位

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定め  
 る基準第百号の五【参考22－1】

ナ 新興感染症等施設療養費（1日につき）  
 240単位  
主 介護医療院が、入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症  
 に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機  
 関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適  
 切な感染対策を行った上で、介護医療院サービスを行った場  
 合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。

マ 生産性向上推進体制加算  
 (新設)  
主 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして  
 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に  
 対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院  
 において、入所者に対して介護医療院サービスを行った場合  
 は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所  
 定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を  
 算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算  
 定しない。  

- (1) 生産性向上推進体制加算Ⅰ  
 100単位
- (2) 生産性向上推進体制加算Ⅱ  
 10単位

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第百号の五の二において準用する第三十七号の三【参考22-1】

ケ ツ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからノまでにより算定した  
単位数の1000分の26に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからケまでにより算定した  
単位数の1000分の19に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからケまでにより算定した  
単位数の1000分の10に相当する単位数

コ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからケまでにより算

ム オ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからノまでにより算定した  
単位数の1000分の26に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからノまでにより算定した  
単位数の1000分の19に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからノまでにより算定した  
単位数の1000分の10に相当する単位数

ク 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからノまでにより算

定した単位数の1000分の15に相当する単位数
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからヶまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第百号の八において準用する第六号の二【参考22－1】

**二 介護職員等ベースアップ等支援加算**

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、イからヶまでにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

定した単位数の1000分の15に相当する単位数
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからノまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第百号の八において準用する第六号の二【参考22－1】

**三 介護職員等ベースアップ等支援加算**

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、イからノまでにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

別紙 5－1

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(二) 介護職員等特定待遇改善加算(Ⅰ) (1)から(6)までにより 算定した単位数の1000分の11に相当する単位数	
(9) 介護職員等ベースアップ等支援加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。	
亦 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(1) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費(1)	
a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	603単位
i 要支援 1	741単位
ii 要支援 2	827単位
b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	666単位
i 要支援 1	731単位
ii 要支援 2	810単位
(二) 介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)	591単位
i 要支援 1	654単位
ii 要支援 2	815単位
(三) 介護医療院介護予防短期入所療養介護費(III)	575単位
a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	563単位
i 要支援 1	575単位
ii 要支援 2	715単位
b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	563単位
i 要支援 1	563単位
ii 要支援 2	700単位

	i 要支援1 ii 要支援2	<u>636単位</u> <u>798単位</u>
(2) II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）		<u>781単位</u>
	(一) II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)	
	a II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
	i 要支援1 ii 要支援2	<u>574単位</u>
	b II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	<u>703単位</u>
	i 要支援1 ii 要支援2	<u>637単位</u>
	(二) II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)	<u>787単位</u>
	a II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
	i 要支援1 ii 要支援2	<u>558単位</u>
	b II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	<u>685単位</u>
	i 要支援1 ii 要支援2	<u>621単位</u>
	(三) II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(III)	<u>771単位</u>
	a II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
	i 要支援1 ii 要支援2	<u>546単位</u>
	b II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	<u>674単位</u>
	i 要支援1 ii 要支援2	<u>610単位</u>
	(3) 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	<u>760単位</u>
	(一) I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
	a I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
	i 要支援1 ii 要支援2	<u>547単位</u>
	(二) II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	<u>679単位</u>
	a II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
	i 要支援1 ii 要支援2	<u>536単位</u>
	(三) 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	<u>665単位</u>

b I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i) i 要支援1 ii 要支援2	<u>606単位</u>
a II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (一) I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i) i 要支援1 ii 要支援2	<u>759単位</u>
b II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii) i 要支援1 ii 要支援2	<u>521単位</u>
a II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i) i 要支援1 ii 要支援2	<u>642単位</u>
b ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (4) ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 1日につき) (一) ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (I) a ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護 費 i 要支援1 ii 要支援2	<u>581単位</u>
b 経過的ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療 養介護費 i 要支援1 ii 要支援2	<u>724単位</u>
b ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護 費 i 要支援1 ii 要支援2	<u>687単位</u>
b 経過的ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療 養介護費 i 要支援1 ii 要支援2	<u>852単位</u>
b ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護 費 i 要支援1 ii 要支援2	<u>673単位</u>
b 経過的ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療 養介護費 i 要支援1 ii 要支援2	<u>834単位</u>
b ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護 費 i 要支援1 ii 要支援2	<u>677単位</u>
b 経過的ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療 養介護費 i 要支援1	<u>841単位</u>
a ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護 費 i 要支援1 ii 要支援2	<u>663単位</u>
b 経過的ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療 養介護費 i 要支援1	<u>824単位</u>
a ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護 費 i 要支援1	<u>663単位</u>

	ii 要支援2  (5) ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 1日につき)	<u>841単位</u>	ii 要支援2  (5) ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 1日につき) (-) ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 要支援1 a 要支援1 b 要支援2 (-) 経過的ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養 介護費 a 要支援1 b 要支援2 (6) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 1日につき)	<u>703単位</u>	ii 要支援2  (5) ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 1日につき) (-) ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 要支援1 a 要支援1 b 要支援2 (-) 経過的ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養 介護費 a 要支援1 b 要支援2 (6) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 1日につき)	<u>856単位</u>

	ii 要支援2 注1・2 (略)	ii 要支援2 注1・2 (略)  3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束禁止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	814単位	ii 要支援2 注1・2 (略)  3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身 体拘束禁止未実施減算として、所定単位数の100分の1に 相当する単位数を所定単位数から減算する。
	※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第百十七号の三【参考22-1】	4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	3 ~ 5 (略)	6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高 齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数から減算する。
	※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第百十七号の三【参考22-1】	5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	3 ~ 5 (略)	6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高 齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数から減算する。
	※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第百十七号の三の四【参考22-1】	6 ~ 8 (略)	6 ~ 8 (略)	7 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高 齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数から減算する。
	9 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高 齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数から減算する。	10・11 (略)	10・11 (略)	10 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高 齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数から減算する。
	12 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、	12 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、	12 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、	12 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、

注1及び注7の規定による届出に相当する介護医療院サービス（法第8条第29項に規定する介護医療院サービスをいう。）に係る届出があったときは、注1及び注7の規定による届出があつたものとみなす。

(略)

14 亦(3)又は(6)を算定している介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、11は算定しない。

(7) 口腔連携強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行つたときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第百七十七条の六において準用する第三十九号の六【参考22-1】

(8)～(11) (略)

(12) 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行つた指定介護予防短期入所療養介護事業所において、利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行つた場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

注1及び注4の規定による届出に相当する介護医療院サービス（法第8条第29項に規定する介護医療院サービスをいう。）に係る届出があつたときは、注1及び注4の規定による届出があつたものとみなす。

10 (略)

11 亦(3)又は(6)を算定している介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、10は算定しない。

(新設)

(7)～(10) (略)  
(新設)

- 生産性向上推進体制加算Ⅰ  
 生産性向上推進体制加算Ⅱ

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第百十七号の七において準用する第三十七号の三【参考22-1】

- 生産性向上推進体制加算Ⅰ  
 生産性向上推進体制加算Ⅱ

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第百十七号の七において準用する第三十七号の三【参考22-1】

〔13〕 (略)

〔14〕 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいづれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1)から〔1〕までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から〔1〕までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から〔1〕までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

〔15〕 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い

〔11〕 (略)

〔12〕 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいづれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1)から〔1〕までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から〔1〕までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から〔1〕までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

〔13〕 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い

、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から<sup>13</sup>までによる算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から<sup>13</sup>までによる算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第百十九号の二において準用する第四十一号の二【参考22-1】

#### ⑯ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、(1)から<sup>13</sup>までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

#### 8 介護予防特定施設入居者生活介護費 イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要支援1	<u>183</u> 単位
(2) 要支援2	<u>313</u> 単位
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費（1月につき）	
注1 (略)	

2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、イについて<sup>1</sup>は所定単位数の100分の10に相当する単位数を、ロについて<sup>2</sup>は所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から<sup>13</sup>までによる算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から<sup>13</sup>までによる算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

#### ⑭ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、(1)から<sup>13</sup>までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

#### 8 介護予防特定施設入居者生活介護費 イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要支援1	<u>182</u> 単位
(2) 要支援2	<u>311</u> 単位
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費（1月につき）	
注1 (略)	

1 いについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

#### 参考 4

厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等  
及び単位数

口 理学療法(Ⅱ) 注1～5 (略)	73単位	口 理学療法(Ⅰ) 注1～5 (略)	73単位
6 介護医療院において、入所者ごとのリハビリテーション計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合は、1月につき1回を限度として所定単位数に33単位を加算する。ただし、作業療法の注6又は言語聴覚療法の注4により加算する場合はこの限りでない。		6 介護医療院において、入所者ごとのリハビリテーション計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合は、1月につき1回を限度として所定単位数に33単位を加算する。ただし、作業療法の注6又は言語聴覚療法の注4により加算する場合はこの限りでない。	
7 次に掲げるいづれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に对于、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院において、リハビリテーションを行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数に20単位を加算する。ただし、作業療法の注7又は言語聴覚療法の注5の規定により加算する場合はこの限りでない。		7 次に掲げるいづれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に对于、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院において、リハビリテーションを行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数に20単位を加算する。ただし、作業療法の注7又は言語聴覚療法の注5の規定により加算する場合はこの限りでない。	
イ 口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。		イ 口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。	
ロ 注6を算定していること。		ロ 注6を算定していること。	
ハ 利用者ごとに、医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士、介護職員その他の職種の者(ニにおいて「関係職種」という。)が、リハビリテーション計画の内容等の情報を活用して、リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報、利用者の口腔の健康状態に関する情報及び利用者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。		ハ 利用者ごとに、医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士、介護職員その他の職種の者(ニにおいて「関係職種」という。)が、リハビリテーション計画の内容等の情報を活用して、リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報、利用者の口腔の健康状態に関する情報及び利用者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。	
二 ハで共有した情報を踏まえ、必要に応じてリハビリテーション計画の見直しを行い、当該見直しの内容について、関係職種の間で共有していること。		二 ハで共有した情報を踏まえ、必要に応じてリハビリテーション計画の見直しを行い、当該見直しの内容について、関係職種の間で共有していること。	
10 作業療法 (1回につき) 注1～5 (略)	123単位	10 作業療法 (1回につき) 注1～5 (略)	123単位

6 介護医療院において、入所者ごとのリハビリテーション計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他のリハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合は、1月につき1回を限度として所定単位数に33単位を加算する。ただし、理学療法の注6又は言語聴覚療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。	7 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院において、リハビリテーションを行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数に20単位を加算する。ただし、理学療法の注7又は言語聴覚療法の注5の規定により加算する場合はこの限りでない。	I 口腔衛生管理加算(Ⅰ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。 旦 注6を算定していること。 ハ 利用者ごとに、医師、看護栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者(ニにおいて「関係職種」という。)が、リハビリテーション計画の内容等の情報その他のリハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報、利用者の口腔の健康状態に関する情報及び利用者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。 二 ハで共有した情報を踏まえ、必要に応じてリハビリテーション計画の見直しを行い、見直しの内容について、関係職種の間で共有していること。	203卖位
11 言語聴覚療法(1回につき) 注1～3 (略)	11 言語聴覚療法(1回につき) 注1～3 (略)	11 言語聴覚療法(1回につき) 注1～3 (略)	203卖位

6 介護医療院において、入所者ごとのリハビリテーション計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他のリハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合は、1月につき1回を限度として所定単位数に33単位を加算する。ただし、理学療法の注6又は言語聴覚療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。	(新設)	4 介護医療院において、入所者ごとのリハビリテーション計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテー
7 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院において、リハビリテーションを行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数に20単位を加算する。ただし、理学療法の注7又は言語聴覚療法の注5の規定により加算する場合はこの限りでない。		

	ンの実施に当たって、当該情報その他のハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合は、1月につき1回を限度として所定単位数に33単位を加算する。ただし、理学療法の注6又は作業療法の注6の規定により加算する場合はこの限りでない。	シヨンの実施に当たって、当該情報その他のハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合は、1月につき1回を限度として所定単位数に33単位を加算する。ただし、理学療法又は作業療法の注6の規定により加算する場合はこの限りでない。
5	次に掲げるいざれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院において、リハビリテーションを行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数に20単位を加算する。ただし、理学療法の注7又は作業療法の注7の規定により加算する場合はこの限りでない。	(新設)
	イ 口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。 ロ 注4を算定していること。	
	ハ 利用者ごとに、医師、看護師、看護職員、介護職員その他の職種の者(ニにおいて「関係職種」という。)が、リハビリテーション計画の内容等の情報その他のハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報、利用者の口腔の健康状態及び利用者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。 二 ハで共有した情報を踏まえ、必要に応じてリハビリテーション計画の見直しを行い、当該見直しの内容について、関係職種の間で共有していること。	12～17 (略)

傍線部分は改正部分

改 正 後		改 正 前																													
介護保険法（平成九年法律第二百二十二条）第五十一条の二第一項 第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定 介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の 額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用 額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護 予防サービス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービス 事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業 所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は 、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる 額とする。		介護保険法（平成九年法律第二百二十二条）第五十一条の二第一項 第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定 介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の 額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用 額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス 事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業 所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は 、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる 額とする。																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニット型個室</td> <td>一日につき一千六十六円</td> </tr> <tr> <td>ユニット型個室的多床室</td> <td>一日につき千七百二十円</td> </tr> <tr> <td>従来型個室（特養等）</td> <td>一日につき千一百三十二円</td> </tr> <tr> <td>従来型個室（老健・医療院等）</td> <td>一日につき千七百二十円</td> </tr> <tr> <td>多床室（特養等）</td> <td>一日につき九百十五円</td> </tr> <tr> <td>多床室（老健・医療院等）</td> <td>一日につき四百三十七円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	額	ユニット型個室	一日につき一千六十六円	ユニット型個室的多床室	一日につき千七百二十円	従来型個室（特養等）	一日につき千一百三十二円	従来型個室（老健・医療院等）	一日につき千七百二十円	多床室（特養等）	一日につき九百十五円	多床室（老健・医療院等）	一日につき四百三十七円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニット型個室</td> <td>一日につき一千六円</td> </tr> <tr> <td>ユニット型個室的多床室</td> <td>一日につき千六百六十八円</td> </tr> <tr> <td>従来型個室（特養等）</td> <td>一日につき千百七十一円</td> </tr> <tr> <td>従来型個室（老健・医療院等）</td> <td>一日につき千六百六十八円</td> </tr> <tr> <td>多床室（特養等）</td> <td>一日につき八百五十五円</td> </tr> <tr> <td>多床室（老健・医療院等）</td> <td>一日につき三百七十七円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	額	ユニット型個室	一日につき一千六円	ユニット型個室的多床室	一日につき千六百六十八円	従来型個室（特養等）	一日につき千百七十一円	従来型個室（老健・医療院等）	一日につき千六百六十八円	多床室（特養等）	一日につき八百五十五円	多床室（老健・医療院等）	一日につき三百七十七円
区分	額																														
ユニット型個室	一日につき一千六十六円																														
ユニット型個室的多床室	一日につき千七百二十円																														
従来型個室（特養等）	一日につき千一百三十二円																														
従来型個室（老健・医療院等）	一日につき千七百二十円																														
多床室（特養等）	一日につき九百十五円																														
多床室（老健・医療院等）	一日につき四百三十七円																														
区分	額																														
ユニット型個室	一日につき一千六円																														
ユニット型個室的多床室	一日につき千六百六十八円																														
従来型個室（特養等）	一日につき千百七十一円																														
従来型個室（老健・医療院等）	一日につき千六百六十八円																														
多床室（特養等）	一日につき八百五十五円																														
多床室（老健・医療院等）	一日につき三百七十七円																														
備考 一五六（略）		備考 一五六（略）																													

## 参考9-2

介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設  
等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の  
事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条  
の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞  
在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案し  
て厚生労働大臣が定める費用の額

傍線部分は改正部分

改 正 後			改 正 前		
介護保険法（平成九年法律第二百二十二条）第五十一条の二第一項 第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定 介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の 額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用 額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護 予防サービス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービス 事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業 所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は 、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる 額とする。			介護保険法（平成九年法律第二百二十二条）第五十一条の二第一項 第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定 介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の 額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用 額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス 事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業 所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は 、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる 額とする。		
区分 (略)			区分 (略)		
多床室Ⅰ（特養等）			多床室Ⅰ（特養等）		
多床室Ⅱ（老健・医療院）			多床室Ⅱ（老健・医療院等）		
多床室Ⅲ（老健・医療院等）			多床室Ⅲ（老健・医療院等）		

備考

一四 (略)

五 この表において「多床室Ⅰ（特養等）」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費Ⅰ若しくは併設型短期入所生活介護費Ⅰ、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費Ⅰ若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費Ⅰ、指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サービス費Ⅰ若しくは経過的小規模介護福祉施設サービス費Ⅰ又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表に規定する単独型介護予防短期入所生活介護費Ⅰ若しくは併設型介護予防短期

備考

一四 (略)

五 この表において「多床室（特養等）」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費Ⅰ若しくは併設型短期入所生活介護費Ⅰ、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費Ⅰ若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費Ⅰ、指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サービス費Ⅰ若しくは経過的小規模介護福祉施設サービス費Ⅰ又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表に規定する単独型介護予防短期入所生活介護費Ⅰ若しくは併設型介護予防短期

介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設  
等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の  
事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条  
の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞  
在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案し  
て厚生労働大臣が定める費用の額

Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅰ)、Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅱ)のⅢ型介護医療院サービス費(ⅰ)、Ⅲ型特別介護医療院サービス費(ⅰ)及びⅢ型特別介護医療院サービス費(ⅱ)若しくはⅣ型特別介護医療院サービス費(ⅰ)又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表に規定する介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅴ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅵ)のⅠ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)、Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)、Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)、Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)のⅡ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)、Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)、Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)若しくはⅢ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)を算定すべき者が利用する療養室へ介護老人保健施設並びに介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所及び指定介護予防短期入所療養介護事業所(以下において「介護老人保健施設等」という。)の療養室にあっては、指定施設サービス

六 入所生活介護費(ⅰ)を算定すべき者が利用する居室をいう。

この表において「多床室Ⅱ(全効・医療院)」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)若しくは介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅳ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅴ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅶ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅷ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅸ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅹ)のⅠ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)、Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)、Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅲ)のⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)、Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)、Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅲ)のⅢ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)、Ⅲ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)及びⅢ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)若しくはⅣ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)を算定すべき者が利用する療養室へ介護老人保健施設並びに介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所及び指定介護予防短期入所療養介護事業所(以下において「介護老人保健施設等」という。)の療養室にあっては、指定施設サービス

入所生活介護費(ⅰ)を算定すべき者が利用する居室をいう。

新設





6 分類医療院(200円)、大蔵省(200円)及び計	経理費(II) 往1～5(歳)	73単位	6 分類医療院(200円)、大蔵省(200円)及び計 額計画の内容等の情報が厚生労働省に提出し、且つ既に算定された実施料金相当額と、当該情報の他の部分との差額を算出する。且つ既に算定された実施料金相当額と、当該情報の他の部分との差額を算出する。 7 次に厚生労働省が算定した基準料金と合計して、重 度化率を用いて算定する。 8 老健局長が算定した基準料金と合計して、重 度化率を用いて算定する。 9 既に算定された実施料金相当額と、当該情報の他の部分との差額を算出する。 10 既に算定された実施料金相当額と、当該情報の他の部分との差額を算出する。 11 既に算定された実施料金相当額と、当該情報の他の部分との差額を算出する。 12 既に算定された実施料金相当額と、当該情報の他の部分との差額を算出する。
9 既に算定された実施料金相当額と、当該情報の他の部分との差額を算出する。	経理費(II) 往1～5(歳)	73単位	9 既に算定された実施料金相当額と、当該情報の他の部分との差額を算出する。
10 既に算定された実施料金相当額と、当該情報の他の部分との差額を算出する。	経理費(II) 往1～5(歳)	73単位	10 既に算定された実施料金相当額と、当該情報の他の部分との差額を算出する。
11 既に算定された実施料金相当額と、当該情報の他の部分との差額を算出する。	経理費(II) 往1～5(歳)	73単位	11 既に算定された実施料金相当額と、当該情報の他の部分との差額を算出する。
12 既に算定された実施料金相当額と、当該情報の他の部分との差額を算出する。	経理費(II) 往1～5(歳)	73単位	12 既に算定された実施料金相当額と、当該情報の他の部分との差額を算出する。

参考4

厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等  
参考4 参考4 及び単位数

<p>12~17 (附)</p> <p>問診票の開設は必ず1つで、当該医療機関の他のアカウントとの複数開設は不可です。</p> <p>3. 本件における情報漏洩請求は、必要に応じて以下の通り行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口頭での陳述状況(開示する情報及び利用者の承認状況)</li> <li>・書面での陳述状況(開示する情報及び利用者の承認状況)</li> <li>・電子メールでの陳述状況(開示する情報及び利用者の承認状況)</li> <li>・電話での陳述状況(開示する情報及び利用者の承認状況)</li> </ul> <p>4. 本件における情報漏洩請求は、必要に応じて以下の通り行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口頭での算理加算(及)の差額による算理化加算請求</li> <li>・算理化加算による算理化加算請求</li> <li>・算理化加算による算理化加算請求</li> <li>・算理化加算による算理化加算請求</li> </ul> <p>5. 本件における情報漏洩請求は、必要に応じて以下の通り行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・算理化加算による算理化加算請求</li> <li>・算理化加算による算理化加算請求</li> <li>・算理化加算による算理化加算請求</li> <li>・算理化加算による算理化加算請求</li> </ul> <p>6. 本件における情報漏洩請求は、必要に応じて以下の通り行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・算理化加算による算理化加算請求</li> <li>・算理化加算による算理化加算請求</li> <li>・算理化加算による算理化加算請求</li> <li>・算理化加算による算理化加算請求</li> </ul> <p>(備考)</p>
---

参考4

<p>注1~3 (附)</p> <p>問診の内容等の情報が医療行為提出時に、以下の通り記入され</p> <p>4. 分院医療院における、人所者にての以下に記入され</p> <p>5. 本件における算理化加算(及)の差額による算理化加算請求</p> <p>6. 分院医療院における、人所者にての以下に記入され</p> <p>(備考)</p>
---

参考4

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前																													
介護保険法(平成九年法律第二百二十二号)第五十一条の三第一項 第二号に規定する特定介護保険施設等(同条第一項に規定する特定 介護保険施設等をいう。)における居住等に要する平均的な費用の 額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費 用の額並びに同法第六十一条の三第三項第二号に規定する特定介護 予防サービス事業者(同条第一項に規定する特定介護予防サービス 事業者をいう。)における滞在に要する平均的な費用の額及び事業 所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は 、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる 額とする。		介護保険法(平成九年法律第二百二十二号)第五十一条の三第一項 第二号に規定する特定介護保険施設等(同条第一項に規定する特定 介護保険施設等をいう。)における居住等に要する平均的な費用の 額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費 用の額並びに同法第六十一条の三第三項第二号に規定する特定介護 予防サービス事業者(同条第一項に規定する特定介護予防サービス 事業者をいう。)における滞在に要する平均的な費用の額及び事業 所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は 、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる 額とする。																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニット型個室</td> <td>一日につき一千六十六円</td> </tr> <tr> <td>ユニット型個室的多床室</td> <td>一日につき一千七百二十円</td> </tr> <tr> <td>従来型個室(特養等)</td> <td>一日につき一千一百三十一円</td> </tr> <tr> <td>従来型個室(老健・医療院等)</td> <td>一日につき一千七百二十円</td> </tr> <tr> <td>多床室(特養等)</td> <td>一日につき九百十五円</td> </tr> <tr> <td>多床室(老健・医療院等)</td> <td>一日につき四百三十七円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	額	ユニット型個室	一日につき一千六十六円	ユニット型個室的多床室	一日につき一千七百二十円	従来型個室(特養等)	一日につき一千一百三十一円	従来型個室(老健・医療院等)	一日につき一千七百二十円	多床室(特養等)	一日につき九百十五円	多床室(老健・医療院等)	一日につき四百三十七円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニット型個室</td> <td>一日につき一千六円</td> </tr> <tr> <td>ユニット型個室的多床室</td> <td>一日につき一千六百六十八円</td> </tr> <tr> <td>従来型個室(特養等)</td> <td>一日につき一千七百七十一円</td> </tr> <tr> <td>従来型個室(老健・医療院等)</td> <td>一日につき一千六百六十八円</td> </tr> <tr> <td>多床室(特養等)</td> <td>一日につき八百五十五円</td> </tr> <tr> <td>多床室(老健・医療院等)</td> <td>一日につき三百七十七円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	額	ユニット型個室	一日につき一千六円	ユニット型個室的多床室	一日につき一千六百六十八円	従来型個室(特養等)	一日につき一千七百七十一円	従来型個室(老健・医療院等)	一日につき一千六百六十八円	多床室(特養等)	一日につき八百五十五円	多床室(老健・医療院等)	一日につき三百七十七円
区分	額																														
ユニット型個室	一日につき一千六十六円																														
ユニット型個室的多床室	一日につき一千七百二十円																														
従来型個室(特養等)	一日につき一千一百三十一円																														
従来型個室(老健・医療院等)	一日につき一千七百二十円																														
多床室(特養等)	一日につき九百十五円																														
多床室(老健・医療院等)	一日につき四百三十七円																														
区分	額																														
ユニット型個室	一日につき一千六円																														
ユニット型個室的多床室	一日につき一千六百六十八円																														
従来型個室(特養等)	一日につき一千七百七十一円																														
従来型個室(老健・医療院等)	一日につき一千六百六十八円																														
多床室(特養等)	一日につき八百五十五円																														
多床室(老健・医療院等)	一日につき三百七十七円																														
備考 一五六 (略)		備考 一五六 (略)																													

## 参考 9-2

介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設  
等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の  
事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条  
の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞  
在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案し  
て厚生労働大臣が定める費用の額

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
介護保険法(平成九年法律第二百二十二号)第五十一条の三第一項 第二号に規定する特定介護保険施設等(同条第一項に規定する特定 介護保険施設等をいう。)における居住等に要する平均的な費用の 額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費 用の額並びに同法第六十一条の三第三項第二号に規定する特定介護 予防サービス事業者(同条第一項に規定する特定介護予防サービス 事業者をいう。)における滞在に要する平均的な費用の額及び事業 所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は 、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる 額とする。			介護保険法(平成九年法律第二百二十二号)第五十一条の三第一項 第二号に規定する特定介護保険施設等(同条第一項に規定する特定 介護保険施設等をいう。)における居住等に要する平均的な費用の 額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費 用の額並びに同法第六十一条の三第三項第二号に規定する特定介護 予防サービス事業者(同条第一項に規定する特定介護予防サービス 事業者をいう。)における滞在に要する平均的な費用の額及び事業 所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は 、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる 額とする。		
区分 (略)	額	区分 (略)	額	区分 (略)	額
多床室Ⅰ(特養等)	(略)	多床室Ⅰ(特養等)	(略)	多床室Ⅰ(特養等)	(略)
多床室Ⅱ(老健・医療院)	一日につき六百九十七円	多床室Ⅱ(老健・医療院)	一日につき六百九十七円	多床室Ⅱ(老健・医療院)	一日につき六百九十七円
多床室Ⅲ(老健・医療院等)	(略)	多床室Ⅲ(老健・医療院等)	(略)	多床室Ⅲ(老健・医療院等)	(略)

備考

一四 (略)

五 この表において「多床室Ⅰ(特養等)」とは、指定店舗サービス介護給付費単位数表に規定する單独型短期入所生活介護費(Ⅰ)若しくは併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)、指定地域経営型サービス介護給付費単位数表に規定する地域経営型介護費(Ⅰ)若しくは併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)、指定地城経営型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)若しくは経過的地域経営型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)、指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サービス費(Ⅰ)若しくは経過的小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表に規定する單獨型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)若しくは併設型介護予防短期

備考

一四 (略)

五 この表において「多床室(特養等)」とは、指定店舗サービス介護給付費単位数表に規定する單独型短期入所生活介護費(Ⅰ)若しくは併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)、指定地城経営型サービス介護給付費単位数表に規定する地域経営型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)若しくは経過的地域経営型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)、指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サービス費(Ⅰ)若しくは経過的小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表に規定する單獨型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)若しくは併設型介護予防短期

介護保険法第五十五条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

II型介護医療院サービス費(ⅰ)、II型介護医療院サービス費(ⅱ)、II型特別介護医療院サービス費(ⅲ)、II型特別介護医療院サービス費(ⅳ)、I型特別介護医療院サービス費(ⅴ)、I型特別介護医療院サービス費(ⅵ)、又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表に規定する介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅴ)、I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅵ)、I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅶ)のI型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅷ)、I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅸ)のI型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅹ)、I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅻ)のI型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅼ)、I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅽ)のI型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅾ)、I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅿ)のI型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅽ)若しくはII型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅽ)を算定すべき者が利用する療養室(介護老人保健施設並びに介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所及び指定介護予防短期入所療養介護事業所(以下において「介護老人保健施設等」という。)の療養室にあっては、指定施設サービス

六 入所生活介護費(ⅰ)を算定すべき者が利用する居室をいう。

この表において「多床室Ⅱ(老健・医療院)」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)若しくは介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅳ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅴ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅶ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅷ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅸ)のI型介護医療院短期入所療養介護費(ⅹ)、I型介護医療院短期入所療養介護費(ⅻ)のI型介護医療院短期入所療養介護費(ⅼ)、I型介護医療院短期入所療養介護費(ⅽ)のI型介護医療院短期入所療養介護費(ⅽ)若しくはII型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅽ)を算定すべき者が利用する療養室(介護老人保健施設並びに介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所及び指定介護予防短期入所療養介護事業所(以下において「介護老人保健施設等」という。)の療養室にあっては、指定施設サービス

六 入所生活介護費(ⅰ)を算定すべき者が利用する居室をいう。

(新設)





(傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前				
二	(略)	一 要介護被保険者又は居宅 支援被保険者の区分 (略)	居室等の区分 ユニット型個室 的多床室 従来型個室(特 養等) 従来型個室(老 健・医療院等) 多床室(特養等) 多床室(老健・ 医療院等) ユニット型個室 的多床室	ユニット型個室 的多床室 従来型個室(特 養等) 従来型個室(老 健・医療院等) 多床室(特養等) 多床室(老健・ 医療院等) ユニット型個室 的多床室	一日につき千 三百七十円 三百七十円 一百八十円 三百七十円 一百三十円 一百三十円 一百五十円	一日につき千 三百七十円 三百七十円 一百八十円 三百七十円 一百三十円 一百三十円 一百五十円	介護保険法(平成九年法律第百一十二号。以下「法」という。) 第五十一条の三第二項第一号に規定する居住費の負担限度額及び法 第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額(以下 「居住費等の負担限度額」という。)は、次の表の上欄に掲げる要 介護被保険者(法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をい う。以下同じ。)又は居宅要支援被保険者(法第五十三条第一項に 規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)の区分及び中欄 に掲げる居室等の区分に応じ、それと同表の下欄に掲げる額とす る。 要介護被保険者又は居宅 支援被保険者の区分 (略)	介護保険法(平成九年法律第百一十二号。以下「法」という。) 第五十一条の三第二項第一号に規定する居住費の負担限度額及び法 第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額(以下 「居住費等の負担限度額」という。)は、次の表の上欄に掲げる要 介護被保険者(法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をい う。以下同じ。)又は居宅要支援被保険者(法第五十三条第一項に 規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)の区分及び中欄 に掲げる居室等の区分に応じ、それと同表の下欄に掲げる額とす る。
二	(略)	一 要介護被保険者又は居宅 支援被保険者の区分 (略)	居室等の区分 ユニット型個室 的多床室 従来型個室(特 養等) 従来型個室(老 健・医療院等) 多床室(特養等) 多床室(老健・ 医療院等) ユニット型個室 的多床室	ユニット型個室 的多床室 従来型個室(特 養等) 従来型個室(老 健・医療院等) 多床室(特養等) 多床室(老健・ 医療院等) ユニット型個室 的多床室	一日につき千 三百七十円 三百七十円 一百八十円 三百七十円 一百三十円 一百三十円 一百五十円	一日につき千 三百七十円 三百七十円 一百八十円 三百七十円 一百三十円 一百三十円 一百五十円	要介護被保険者又は居宅 支援被保険者の区分 (略)	介護保険法(平成九年法律第百一十二号。以下「法」という。) 第五十一条の三第二項第一号に規定する居住費の負担限度額及び法 第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額(以下 「居住費等の負担限度額」という。)は、次の表の上欄に掲げる要 介護被保険者(法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をい う。以下同じ。)又は居宅要支援被保険者(法第五十三条第一項に 規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)の区分及び中欄 に掲げる居室等の区分に応じ、それと同表の下欄に掲げる額とす る。

## 参考 10-2

介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の  
負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する  
滞在費の負担限度額

備考 一五六 (略)	三	従来型個室(特養等) 多床室(老健・医療院等) 的多床室 従来型個室(特養等) (略)	ユニット型個室 ユニット型個室 ユニット型個室 ユニット型個室 ユニット型個室 ユニット型個室 従来型個室(老健・医療院等) (略)	一日につき四百八十円 一日につき五百五十円 一日につき四百三十円 一日につき五百円 一日につき八百六十円 一日につき五百五十円 一日につき五百円 一日につき五百円	一日につき四百八十円 一日につき五百五十円 一日につき八百三十円 一日につき五百円 一日につき八百六十円 一日につき五百五十円 一日につき五百円 一日につき五百円
	二	従来型個室(特養等) 多床室(老健・医療院等) 的多床室 従来型個室(特養等) (略)	ユニット型個室 ユニット型個室 ユニット型個室 ユニット型個室 ユニット型個室 ユニット型個室 従来型個室(老健・医療院等) (略)	一日につき四百三十円 一日につき五百七十円 一日につき八百三十円 一日につき五百円 一日につき八百六十円 一日につき五百五十円 一日につき五百円 一日につき五百円	一日につき四百三十円 一日につき五百七十円 一日につき八百三十円 一日につき五百円 一日につき八百六十円 一日につき五百五十円 一日につき五百円 一日につき五百円

## 参考 10-3

介護保険法第五十五条の三第二項第二号に規定する居住費の  
負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する  
滞在費の負担限度額

備考	多床室 (老健・医療院等)	(略)
一 一 四 (略)	五 この表において「多床室 I (特養等)」とは、居住費用告示の表備考五に規定する多床室 I (特養等)をいう。	六 この表において「多床室 II (老健・医療院等)」とは、居住費用告示の表備考六に規定する多床室 II (老健・医療院等)をいう。
七	この表において「多床室 III (老健・医療院等)」とは、居住費用告示の表備考七に規定する多床室 III (老健・医療院等)をいう。	八 この表において「多床室 IV (老健・医療院等)」とは、居住費用告示の表備考八に規定する多床室 IV (老健・医療院等)をいう。
備考	多床室 (老健・医療院等)	(略)
一 一 四 (略)	五 この表において「多床室 I (特養等)」とは、居住費用告示の表備考五に規定する多床室 I (特養等)をいう。	六 この表において「多床室 (老健・医療院等)」とは、居住費用告示の表備考六に規定する多床室 (老健・医療院等)をいう。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
要介護保険法(平成九年法律第百二十二号。以下「法」という。)第五十一条の三第一項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法第六十二条の三第一項第二号に規定する滞在費の負担限度額(以下「居住費等の負担限度額」という。)は、次の表の上欄に掲げる要介護保険者(法第四十一条第一項に規定する要介護保険者をいう。以下同じ。)又は居宅要支援被保険者(法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	要介護保険者又は居宅要支援被保険者の区分	居室等の区分	要介護保険法(平成九年法律第百二十二号。以下「法」という。)第五十一条の三第一項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法第六十二条の三第一項第二号に規定する滞在費の負担限度額(以下「居住費等の負担限度額」という。)は、次の表の上欄に掲げる要介護保険者(法第四十一条第一項に規定する要介護保険者をいう。以下同じ。)又は居宅要支援被保険者(法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	要介護保険者又は居宅要支援被保険者の区分	居室等の区分
一 (略)	一 (略)	多床室 I (特養等) 多床室 II (老健・医療院等) 多床室 III (老健・医療院等) 多床室 IV (老健・医療院等)	多床室 I (特養等) 多床室 II (老健・医療院等) 多床室 III (老健・医療院等) 多床室 IV (老健・医療院等)	(略) (略) (略) 零円	(略) (略) (略) (新設)
二 (略)	二 (略)	多床室 I (特養等) 多床室 II (老健・医療院等) 多床室 III (老健・医療院等) 多床室 IV (老健・医療院等)	多床室 I (特養等) 多床室 II (老健・医療院等) 多床室 III (老健・医療院等) 多床室 IV (老健・医療院等)	(略) (略) (略) 零円	(略) (略) (略) (新設)
三 (略)	三 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前								
四	三	二	一	一	所得の区分	居室の区分	額	一	所得の区分	居室の区分	額	
(略)	(略)	(略)	(略)	ユニット型個室	ユニット型個室的	一日につき一千三百七十円	ユニット型個室	ユニット型個室的	一日につき一千三百七十円	ユニット型個室	ユニット型個室的	
多床室	多床室	従来型個室	従来型個室的	一日につき八百八十円	多床室	多床室	一日につき一千三百七十円	多床室	多床室	一日につき八百八十円	多床室	多床室
多床室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的	一日につき一千三百七十円	多床室	多床室	一日につき八百八十円	多床室	多床室	一日につき一千三百七十円	多床室	多床室
多床室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的	一日につき五百五十円	多床室	多床室	一日につき五百五十円	多床室	多床室	一日につき五百五十円	多床室	多床室
多床室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的	一日につき四百三十円	多床室	多床室	一日につき四百三十円	多床室	多床室	一日につき四百三十円	多床室	多床室
多床室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的	一日につき八百八十円	多床室	多床室	一日につき八百八十円	多床室	多床室	一日につき八百八十円	多床室	多床室
多床室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的	一日につき一千五百五十円	多床室	多床室	一日につき一千五百五十円	多床室	多床室	一日につき一千五百五十円	多床室	多床室
多床室	多床室	基準額から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額(施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額)をいう。以下同	基準額から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額(施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額)をいう。以下同	多床室	多床室	一日につき四百九十円	多床室	多床室	一日につき四百九十円	多床室	多床室	
多床室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的	一日につき八百九十円	多床室	多床室	一日につき八百九十円	多床室	多床室	一日につき八百九十円	多床室	多床室
多床室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的	一日につき四百七十円	多床室	多床室	一日につき四百七十円	多床室	多床室	一日につき四百七十円	多床室	多床室
多床室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的	一日につき八百九十円	多床室	多床室	一日につき八百九十円	多床室	多床室	一日につき八百九十円	多床室	多床室
多床室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的	一日につき四百九十円	多床室	多床室	一日につき四百九十円	多床室	多床室	一日につき四百九十円	多床室	多床室
多床室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的	一日につき八百九十円	多床室	多床室	一日につき八百九十円	多床室	多床室	一日につき八百九十円	多床室	多床室
多床室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的	一日につき四百九十円	多床室	多床室	一日につき四百九十円	多床室	多床室	一日につき四百九十円	多床室	多床室

## 参考 12

## 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の

## 特定負担限度額

備考 一五 (略)	六	五	(略)	多床室	じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額及び一日につき三百八十円とした居住費額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額が、費用微収額を上回る場合 (略) 一 日につき四百三十円へ加えた額が、費用微収額を上回る場合 一 日につき零円
	多床室	ユニット型個室的	ユニット型個室的	多床室	じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額及び一日につき三百八十円とした居住費額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額が、費用微収額を上回る場合 (略) 一 日につき四百三十円へ加えた額が、費用微収額を上回る場合 一 日につき零円
	従来型個室	(略)	ユニット型個室的	多床室	じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額及び一日につき三百八十円とした居住費額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額が、費用微収額を上回る場合 (略) 一 日につき四百三十円へ加えた額が、費用微収額を上回る場合 一 日につき零円
	(略)	ユニット型個室的	(略)	多床室	じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額及び一日につき三百八十円とした居住費額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額が、費用微収額を上回る場合 (略) 一 日につき四百三十円へ加えた額が、費用微収額を上回る場合 一 日につき零円
	(略)	(略)	(略)	多床室	じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額及び一日につき三百八十円とした居住費額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額が、費用微収額を上回る場合 (略) 一 日につき四百三十円へ加えた額が、費用微収額を上回る場合 一 日につき零円

従来型個室	二千八百八十円	一 日につき四百八十円。ただし、次に掲げる場合にあっては、一日につき零円。	一 日につき四百八十円。ただし、次に掲げる場合にあっては、一日につき零円。	一 日につき四百八十円。ただし、次に掲げる場合にあっては、一日につき零円。
	イ 基準額から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額及び居住費の特定負担限度額を加えた額を上回る場合 (口に掲げる額とする。)	二千八百八十円。ただし、次に掲げる場合にあっては、一日につき零円。	二千八百八十円。ただし、次に掲げる場合にあっては、一日につき零円。	二千八百八十円。ただし、次に掲げる場合にあっては、一日につき零円。
	ロ 基準額から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額及び居住費の特定負担限度額を加えた額を上回る場合 (口に掲げる額を下除く。)	二千八百八十円。ただし、次に掲げる場合にあっては、一日につき零円。	二千八百八十円。ただし、次に掲げる場合にあっては、一日につき零円。	二千八百八十円。ただし、次に掲げる場合にあっては、一日につき零円。
	ハ 基準額から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額及び居住費の特定負担限度額を加えた額を上回る場合 (口に掲げる額を下除く。)	二千八百八十円。ただし、次に掲げる場合にあっては、一日につき零円。	二千八百八十円。ただし、次に掲げる場合にあっては、一日につき零円。	二千八百八十円。ただし、次に掲げる場合にあっては、一日につき零円。
	四百二十円	二千八百八十円。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる額とする。	二千八百八十円。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる額とする。	二千八百八十円。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる額とする。